

○平成十九年経済産業省告示第二百四十四号（自転車競技法第三十一条第一号及び第二号の規定に基づく有価証券及び金融機関）

（平成十九年十月一日）

（経済産業省告示第二百四十四号）

改正 平成二〇年 九月三〇日経済産業省告示第二〇八号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三十一条第一号及び第二号の規定に基づき、次の有価証券及び金融機関を指定したので、告示する。

一 有価証券

イ 地方債

ロ 特別の法律により設立された法人の発行する債券（ハに掲げる債券に該当するものを除く。）

ハ 特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

ニ 社債

ホ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げる約束手形

二 金融機関

イ 株式会社商工組合中央金庫

ロ 農林中央金庫

ハ 全国を地区とする信用金庫連合会

附 則 （平成二〇年九月三〇日経済産業省告示第二〇八号） 抄

（施行期日）

第一条 この告示は、株式会社商工組合中央金庫法の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。